○文部科学省告示第百八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（考古資料の部）

上欄		中欄	下欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者の住所
石人　一箇 石盾　一箇 附　石人等残欠　五十八箇 旧福岡県八女市岩戸山古墳所在	昭和六十年文部省告示第八十二号	石人　一点 石盾　一点	石人　二点 石盾　一点 附　石人等残欠　五十七点 旧福岡県八女市岩戸山古墳所在	八女市（岩戸山歴史資料館保管）　福岡県八女市本町六四七

○文部科学省告示第百九号

次の表の上欄に掲げる国宝の員数を同表下欄の員数に改める。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（絵画の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
絹本著色文殊渡海図　一幀	昭和三十年文化財保護委員会告示第四十三号	絹本著色文殊渡海図　一幅	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一

○文部科学省告示第百十号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を、同表下欄の名称及び員数に改める。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（歴史資料の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書普広院旧基封境図　一幅	明治三十八年内務省告示第五十八号	普広院指図　一鋪	宗教法人相国寺	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町七〇一

○文部科学省告示第百十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表下欄の名称に改める。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫